

仕様書

1 業務名

堺市高校卒業見込者等への進路支援事業運営業務

2 業務目的

堺市では平成28年10月から12月にかけて、生活保護世帯に属する世帯分離中の大学生等に対し、「堺市生活保護世帯の大学生等に対する生活実態調査」を実施した。同調査によって、世帯分離中の大学生等は家庭からの給付が得られない分、各種奨学金及び各種貸付金制度等（以下「制度等」という。）に頼らざるを得ない状況があり、将来の返済についても、不安を抱えている学生が多いこと等を把握することができた。一方で、卒業後の進路を思慮し、目的意識をもって就学している学生が多くいること等も推察された。

平成30年6月に施行された生活保護法の改正により、進学準備給付金（令和6年4月24日付け進学・就職準備給付金へ改正）が創設。また、令和2年4月には、大学等における修学の支援に関する法律が施行され、授業料等減免制度の創設及び学資支給の拡充がなされた。

これらをふまえ、生活保護世帯に属する高校卒業見込者等を対象とし、進路選択を考える時期に進路選択後に必要な費用と制度等について情報提供を行い、また、資金計画を作成することで、一人ひとりの状況に応じた将来の見通しを立て、不安の軽減を図り、希望する進路の実現を支援することを目的とする。

なお、本業務は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）が令和7年4月1日に施行されることに伴い、法定化（生活保護法第55条の10第1項第3号）される被保護者家計改善事業として実施するもの。

3 実施主体

本業務の実施主体は堺市とする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 支援対象者

生活保護世帯に属し、大学等への進学を希望する中学校・高等学校・高等専門学校等卒業見込者及び在学者等並びにその保護者であって、各保健福祉総合センターが支援を必要と認めた者

6 業務内容

支援対象者に対し、進路選択時に必要な費用等に関する相談や助言を実施するものとし、具体的には以下の（１）～（６）の内容とする。

（１）支援対象者の希望する進路の把握

各保健福祉総合センター職員と連携し、支援対象者の希望する進路の把握を行う。保護者からの情報だけでなく、高等学校等卒業見込者及び在学生等からも直接面談を行う等により、情報の把握を行う。その際、支援対象者のニーズ等を踏まえ、必要に応じて各保健福祉総合センター職員との同行訪問等を行う。

また、支援対象者の希望する進路は変更することがあるため、各保健福祉総合センター職員と連携し、定期的に支援対象者の希望する進路の把握を行う。

（２）支援対象者の希望する進路に要する費用及び制度等についての情報提供・相談・助言

支援対象者との面談を実施し、希望する進路に応じた大学等入学時に必要となる費用、在学時に必要となる費用を示すとともに、それらの費用をまかなうために利用可能な制度等に関する情報を提供する。さらに、卒業後の収支に係る資金計画（キャッシュフロー図）を示し、卒業後の生活を見据えた利用額の相談及び助言を行う。

また、遠方の大学等への進学を希望している等により、自宅外から通学することが想定される場合には、転居後の生活費用も示す。

その際、支援対象者のニーズ等を踏まえ、必要に応じて各保健福祉総合センター職員との同行訪問等を行う。

（３）各保健福祉総合センター職員との連携

円滑な事業実施のため、各保健福祉総合センター職員に対し、支援対象者への支援内容に関する事、制度等に関する事等について説明する。また、支援対象者との面談前後に支援対象者に関する情報共有を書面等にて行う。

（４）生活援護管理課職員との連携

円滑な事業実施のため、生活援護管理課職員と定期的な協議・打合せを実施するとともに、必要に応じ、連携・調整を行う。

（５）その他、目的を達成するために必要な支援

（６）業務完了届の作成

受注者は、発注者に対して、前記（１）～（５）までの業務が完了した旨を別紙により毎月の業務終了後、速やかに提出すること。

7 履行場所

各保健福祉総合センター等とし、必要に応じて各保健センター職員との同行訪問による支援を実施すること

8 予定時間数等

各保健福祉総合センター等への巡回は1回あたり2時間とし、1か月のうち4回以上実施できる体制（4月は除く）とすること。5月以降の予定配置枠については、1か月のうち少なくとも3回以上は午後2時以降に確保し、残りの枠については各保健

福祉総合センターの支援状況を勘案し、発注者と受注者との協議により決定する。

なお、発注者と受注者との協議により、業務を要しない日時等を別に定めることができることとする。

9 業務従事者

業務に従事する者を複数名での体制とする場合には、必ず従事者を統括する者（業務責任者との兼任可）を配置し、円滑な業務運営に配慮すること。また、業務責任者は各保健福祉総合センターや生活援護管理課との連絡調整を行うこと。

なお、業務に従事する者は制度等に関する専門的な知識を有し、以下の（１）（２）いずれも満たす者とする。

（１）下記のア～ウのいずれか１つを満たすものであること。

ア 国家検定「ファイナンシャルプランナー技能士」の資格を有する者

イ 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定する「AFP」または「CFP」の資格を有する者

（２）下記のア～エのいずれか１つを満たすものであること。

ア 社会福祉士の資格を有する者

イ 精神保健福祉士の資格を有する者

ウ 社会福祉主事の資格を必要とする福祉事務所等において相談援助業務に従事した経験を有する者

エ 上記ア～ウに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

10 業務従事者研修・教育

受注者は、業務遂行にあたり、より良い支援を実現するために必要不可欠なことについて指導・教育し、習得させるなど、業務従事者の資質の向上に努め、受注業務が適切かつ円滑に行われるようにすること。

11 実績報告

業務内容について、受注者は月報を発注者あてに翌月10日までに提出するものとする。また、発注者の指示に基づき、履行期間全体の実績報告についても作成し、提出するものとする。

12 業務目標

受注者は、事業の利用促進につながる工夫を行い、円滑かつ効果的に業務を実施すること。支援対象者の希望進路を適切に把握した実績、支援対象者の希望進路に要する費用に関して正確かつ適切な情報提供・相談・助言を実施した実績等、業務実績の検証は毎月行うものとするが、支援期間終了の令和8年3月末日の業務実績をもって評価を行う。

本業務における目標は、延べ面談実施人数を50名以上とする。

1.3 業務に必要な設備及び物品等の調達

業務の遂行にあたって必要となる、業務従事者が使用する物品については、受注者が用意するものとする。

1.4 個人情報保護

本委託業務は、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- (1) 本委託業務にかかる個人情報について、第三者への提供を禁止すること。
- (2) 本委託業務に関して取得し、または作成した個人情報が記録されている文書、図面または電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- (3) 本委託業務を受注し、または受注していた業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせること、または不当な目的の利用について、禁止すること。
- (4) 発注者は、受注者又は従事者等が（1）から（3）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

1.5 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、若しくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

イ 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第

8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求または契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

16 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受注者の負担とする。また、支援対象者に経費の支払を求めてはならない。

(3) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。

(4) この契約の履行期間が満了するとき（満了後も引き続き、業務を遂行することとなる場合は除く。）又は契約書に基づく契約の解除があるときの引き継ぎは、受注者は、誠実に対応するものとする。

(5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。